

〈第3子算定に係る手続き要否フローチャート 4月版〉

☆児童手当上、「お子さま」とカウントできるのは、受給者が監護相当の世話及び生計費の全部又は一部を負担している子に限ります。
独立している・施設に入所している等のお子さまは除きます。

